

南種子町分別収集計画

令和4年7月

鹿児島県 南種子町

南種子町分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ当町の最終処分場は残余容量が10年分しかないという厳しい状況にある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年に改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイのみ）を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物	188 t	187	186	181	180

・各品目の内訳は、第1表。

第1表 各年度における容器包装廃棄物の種類別排出量の見込み (単位：t)

		5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
金属	スチール	5	5	5	5	5
	アルミ	11	11	11	10	10
ガラス	無色	20	20	20	19	19
	茶色	20	20	20	19	19
	その他	7	7	7	7	7
紙	段ボール	107	106	105	104	103
プラスチック	ペットボトル	15	15	15	14	14
	その他プラ製容器	3	3	3	3	3
合 計		188	187	186	181	180
総 排 出 量 (生ごみ・剪定枝・粗大ごみ除く)		1390	1385	1380	1375	1370

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により町民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

(1) 環境教育・啓発活動の充実

① 廃棄物に関する意識の高揚

あらゆる機会を通じ町民、事業所に対し、ごみ排出量、ごみ処理経費などを示し、リサイクル推進の必要性などの認識を高める。

②環境学習の場の提供

副読本等を活用し、ごみの排出抑制、適正なごみの出し方など、普及に関する啓発活動を積極的に進める。

③その他の啓発活動

- ・チラシの配付
- ・町広報誌等への掲載

(2) 排出抑制の役割分担

① 住民の役割

ア 分別の徹底

- ・分別の徹底を図る。
- ・空きびんのうち生きびんは販売店に戻す。

イ 過剰包装の自粛

- ・買い物袋等のごみを減らす観点から、買い物際には買い物かご等を持参するよう努める。また、贈答品等も簡易包装で依頼する。

ウ 再生品の使用促進

- ・使い捨て商品の使用を抑制する。
- ・フリーマーケット等を活用し、家庭の不要品の売却、交換により減量化を図る。
- ・可能な限り、物を無駄に消費しない生活スタイルに心がける。

② 事業者の役割

ア 分別の強化

- ・リサイクルできるものについては極力分別する。

イ 過剰包装の抑制

- ・包装材料の減量化に一層の努力を行う。
- ・消費者による買い物袋の持参運動等に積極的に協力する。

ウ 流通包装廃棄物の排出抑制

- ・製造・流通事業者の責任において、回収・再生利用する体制を整備する。

エ 使い捨て容器の抑制と製造・流通事業者による自主回収・資源化の推進

- ・ごみとして排出される容器が増大していることから、使い捨て容器から繰り返し利用可能な容器への転換を図る。

オ 再生品の使用促進

- ・事務用品等に再生品を使用するよう努める。
- ・使い捨て商品の使用を抑制する。
- ・可能な限り、物を無駄に消費しないように努める。

③ 行政の役割

ア 広報活動

- ・住民のごみ減量に対する意識向上を図るため、各種広報活動を行い、必要に応じて説明会等を開催し、資源化・減量化の意義と効果を広く広報する。

イ 教育活動

- ・町民や事業者に対して、学習会・研修会等の機会を提供する。
- ・ごみ処理施設の実地見学会を実施する。

ウ 過剰包装の抑制

- ・住民，小売店，行政において会合を行い，過剰包装の抑制について機運の醸成を図るとともに，消費者，小売店に対する普及・啓発に努める。

エ 買い物袋持参の徹底

- ・消費者，小売店に対し，繰り返し使用可能な買い物袋（マイバック）の持参の普及啓発に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量，廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し，分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また，町民の協力度，南種子町が有する収集機材，選別施設等を勘案し，収集に係る分別の区分は，下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	
主としてスチール製の容器	スチール缶，アルミ缶	
主としてアルミ製の容器	スプレー缶，カセットボンベ	
主として ガラス製の 容器	— 無色のガラス製容器	無色透明びん
	— 茶色のガラス製容器	茶色びん
	— その他のガラス製容器	その他の色のびん
主として段ボール製の容器	段ボール	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料，しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」と表記）	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号) (単位：t)

第2表 容器包装廃棄物の収集見込量

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
主としてスチール製の容器	5 t	5 t	5 t	5 t	5 t
主としてアルミ製の容器	11 t	11 t	11 t	10 t	10 t
無色のガラス製容器	(合計) 20 t	(合計) 20 t	(合計) 20 t	(合計) 19 t	(合計) 19 t
	(引渡) (独自処理) 20 t 0 t	(引渡) (独自処理) 20 t 0 t	(引渡) (独自処理) 20 t 0 t	(引渡) (独自処理) 19 t 0 t	(引渡) (独自処理) 19 t 0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 20 t	(合計) 20 t	(合計) 20 t	(合計) 19 t	(合計) 19 t
	(引渡) (独自処理) 20 t 0 t	(引渡) (独自処理) 20 t 0 t	(引渡) (独自処理) 20 t 0 t	(引渡) (独自処理) 19 t 0 t	(引渡) (独自処理) 19 t 0 t
その他のガラス製容器	(合計) 7 t	(合計) 7 t	(合計) 7 t	(合計) 7 t	(合計) 7 t
	(引渡) (独自処理) 7 t 0 t	(引渡) (独自処理) 7 t 0 t	(引渡) (独自処理) 7 t 0 t	(引渡) (独自処理) 7 t 0 t	(引渡) (独自処理) 7 t 0 t
主としてダンボール製の容器	107 t	106 t	105 t	104 t	103 t
主としてポリエスチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を入れて用いるためのもの	(合計) 15 t	(合計) 15 t	(合計) 15 t	(合計) 14 t	(合計) 14 t
	(引渡) (独自処理) 15 t 0 t	(引渡) (独自処理) 15 t 0 t	(引渡) (独自処理) 15 t 0 t	(引渡) (独自処理) 14 t 0 t	(引渡) (独自処理) 14 t 0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 3 t	(合計) 3 t	(合計) 3 t	(合計) 3 t	(合計) 3 t
	(引渡) (独自処理) 0 t 3 t	(引渡) (独自処理) 0 t 3 t	(引渡) (独自処理) 0 t 3 t	(引渡) (独自処理) 0 t 3 t	(引渡) (独自処理) 0 t 3 t
(内白色トレイ)	(合計) 3 t	(合計) 3 t	(合計) 3 t	(合計) 3 t	(合計) 3 t
	(引渡) (独自処理) 0 t 3 t	(引渡) (独自処理) 0 t 3 t	(引渡) (独自処理) 0 t 3 t	(引渡) (独自処理) 0 t 3 t	(引渡) (独自処理) 0 t 3 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
5,220人 (対前年度比)	5,132人 (対前年度比)	5044人 (対前年度比)	4,956人 (対前年度比)	4,868人 (対前年度比)
98.34%	98.31%	98.28%	98.25%	98.22%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬 段階	選別・保管 等段階
金 属	スチール製の容器包装	スチール缶，アルミ缶，スプレー缶，カセットボンベ	町による 定期収集	町
	アルミニウム製の容器包装			
ガ ラ ス	無色のガラス製容器	無色透明びん		
	茶色のガラス製容器	茶色びん		
	その他のガラス製容器	その他のびん		
紙 類	段ボール	段ボール		
プ ラ ス チ ッ ク	ペットボトル	ペットボトル		
	その他のプラスチック製容器包装 (白色トレイのみ)	白色トレイ		

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

収集については、町で実施する。また、中間処理については、缶・びん・ペットボトル・プラスチックは、町のリサイクル施設での選別、圧縮・保管を行い、紙類については、委託業者で処理するものである。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る分別 の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器 アルミ製容器	スチール缶, アルミ缶	網袋	8 tアー ムロール 車	リサイクル施設 (圧縮・保管)
	スプレー缶, カセットボンベ	網かご		
無色のガラス製容器	無色びん	網かご		リサイクル施設 (破碎・保管)
茶色のガラス製容器	茶色びん			
その他のガラス製容器	その他のびん			
段ボール	段ボール	縛る		委託業者 (圧縮・梱包)
ペットボトル	ペットボトル	網袋		リサイクル施設 (圧縮・梱包・ 保管)
その他プラスチック製 容器包装（白色トレイ のみ）	白色トレイ	網袋		

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(1) 分別収集の推進を図る上で必要と考えられる事項

町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、各自治公民館に一人程度分の分別収集推進協力員の制度化を図る。

[主な任務]

- ①分別収集地域啓発に関すること。
- ②ごみ排出減量化の推進に関すること。
- ③ごみステーション周辺の環境美化に関すること。

(2) 集団回収を促進するために必要と考える事項

- ・住民の自主的な活動による集団回収をあらゆる機会をとらえて、関係団体に協力要請を行う。

(3) 分別収集を進めるために必要と考える事項

- ・分別収集を進めるための啓発資材等の貸与を行う。

(4) その他必要と考えられる事項

- ・町民啓発事業の実施。